

志布志市地域防災計画概要版



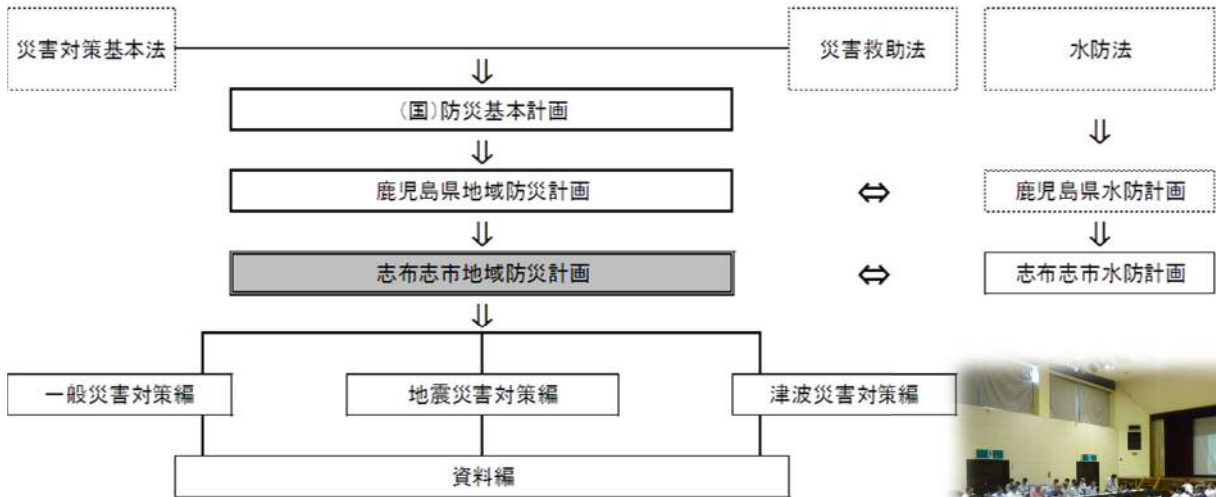
志布志市

平成 27 年 3 月

計画の基本的考え方

1 志布志市地域防災計画とは

志布志市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、志布志市防災会議が作成したもので、市域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施する総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ること、また、市内の土地や各種施設、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

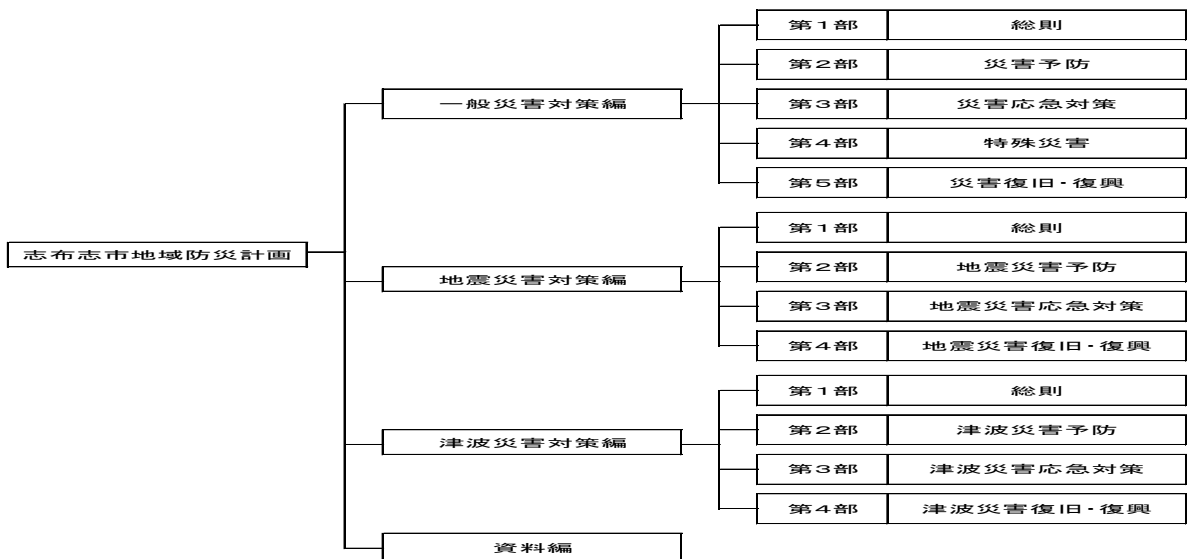


2 地域防災計画の理念

本計画の基本理念として、志布志市振興計画の重点プロジェクトの一つであります「安心・安全でぬくもりがあり元気なまちづくり」とし、津波対策をはじめ、消防・防災体制を強化し、市民の安全確保を目指しています。

3 地域防災計画の構成

志布志市地域防災計画の構成は、次のようになっています。





《一般災害対策編》

第1部 総則

1 基本方針

(1) 総合的な防災計画の作成

志布志市で発生する可能性のある風水害や震災をはじめとした各種の災害や事故、又は複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、**災害を未然に防ぐための災害予防の対策、災害が発生した場合に被害を最小限に抑制するための災害応急の対策、災害発生後の復旧・復興の対策等を備えた総合的な計画とする。**

(2) 防災体制の充実

災害発生時における初動体制を中心に、市災害対策本部の機能をハード及びソフト両面にわたり強化するとともに、各防災関係機関を含めた役割を明示することにより、**情報、避難、医療、備蓄、輸送、ライフラインの確保、応援要請等、効果的な各種応急対策が円滑に実施されるよう、市の防災体制の充実を図る。**

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(3) 要配慮者への配慮

近年の各地で発生している災害においては、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、身体障害者や情報の理解が困難な外国人等、要配慮者の被害が多く見受けられる。**計画では、情報提供や避難誘導等、これらの要配慮者の安全確保に関する対策や配慮の充実を図る。**

(4) 地域防災力の向上

「自らの命は自ら守る」、みんなの命はみんなで守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、市民や事業所等による自主備蓄などの事前の備えや防災意識の高揚とともに、災害発生における消火・人命救出活動等へ協力を促すほか、地域の自主防災組織やボランティアの育成を強化するなど、**自助・共助・公助による地域防災力の向上を図る計画とする。**

(5) 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、**市民の生活安定や福祉の向**

上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

2 防災関連機関の業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者のそれぞれが災害に際して処理すべき事務又は業務の大綱について定めています。

3 市民及び事業所の基本的責務

市民、事業所等が平常時及び災害発生時に実施が必要となる事項について定めています。

4 市の地域特性及び災害特性

市の位置、地形、地質特性及び社会条件、風水害等の災害履歴及び災害特性を示しています。

第2部 災害予防

1 災害に強い施設等の整備

被害の軽減を図るため、各防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう災害に強い施設の整備等について定めています。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ○土砂災害等の防止対策の推進 | ○河川災害・高潮災害等の防止対策の推進 |
| ○防災構造化の推進 | ○建築物災害の防災対策の推進 |
| ○公共施設の災害防止対策の推進 | ○農業災害の防止対策の推進 |
| ○防災研究の推進 | |



2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材の整備等について定めています。

- | | | |
|-----------------------------|----------------------|----------|
| ○防災組織の整備 | ○通信・広報体制（機器等）の整備 | |
| ○気象観測体制の整備 | ○消防体制の整備 | |
| ○避難体制の整備【別紙：（避難指示等一覧（3類型））】 | | |
| ○救助・救急体制の整備 | ○交通確保体制の整備 | ○輸送体制の整備 |
| ○医療体制の整備 | ○その他の災害応急対策事前措置体制の整備 | |
| ○複合災害対策体制の整備 | | |



3 市民の防災活動の促進

効果的な防災対策を行うため、平素より、市民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、市民の防災意識と対応能力の強化等について定めています。

- 防災知識の普及啓発
- 防災訓練の効果的実施
- 自主防災組織の育成強化
- 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- 防災ボランティアの育成強化
- 企業防災の促進
- 要配慮者の安全確保



第3部 災害応急対策

1 活動体制の確立

効果的な災害応急対策を行うため、応急活動体制の確立、また、地域だけでは対処しえない事態において、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制の確立等について定めています。

- 応急活動体制の確立【別紙：災害警戒本部・災害対策本部】
- 情報伝達体制の確立
- 災害救助法の適用及び運用
- 広域応援体制
- 自衛隊の災害派遣
- 技術者、技能者及び労働者の確保
- ボランティアとの連携
- 災害警備体制

2 警戒避難期の応急対策

気象警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒避難期において、各種情報を収集・伝達し、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策の効果的な実施について定めています。

- 気象警報等の収集・伝達
- 災害情報・被害情報の収集・伝達
- 広報
- 水防・土砂災害等の防止対策
- 消防活動
- 避難の勧告・指示、誘導
- 救助・救急
- 交通確保・規制
- 緊急輸送
- 医療・助産・メンタルケア
- 要配慮者への緊急支援



3 事態安定期の応急対策

状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策の効果的な実施について定めています。

- 避難所の運営【別紙：避難場所等】
- 食料の供給
- 応急給水
- 生活必需品の給与
- 感染症予防対策
- 動物保護対策
- し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策
- 行方不明者の搜索、遺体の処理等
- 住宅の供給確保
- 文教対策
- 義援物資等の取扱
- 農林水産業災害の応急対策

4 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上水道、農業集落排水施設、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、

一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、このような社会基盤の応急対策について定めています。

- | | | |
|-------------------|--------------|-------------|
| ○電力施設の応急対策 | ○ガス施設の応急対策 | ○上水道施設の応急対策 |
| ○農業集落排水施設の応急対策 | ○電気通信施設の応急対策 | |
| ○道路・河川等の公共施設の応急対策 | | |



第4部 特殊災害

1 海上災害等対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生、危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生などの 海上災害に対し、防災関係機関がとるべき対策について定めています。

2 鉄道事故対策

列車の衝突等による多数の死傷者の発生といった大規模な鉄道災害に対し、防災関係機関がとるべき対策について定めています。

3 道路事故対策

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生などの大規模な道路災害に対し、防災関係機関がとるべき対策について定めています。



4 危険物等災害対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、防災関係機関がとるべき対策について定めています。

5 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し防災関係機関がとるべき対策について定めています。

6 火山災害対策

桜島が噴火した場合、本市においては、火山の爆発による降灰災害が想定されるため、降灰災害に対し、防災関係機関及び市民がとるべき対策について定めています。

- | |
|-----------|
| ○桜島降灰除去計画 |
|-----------|



7 不発弾等処理対策

関係者の証言や記録等の調査により、不発弾の埋没が予想される場所を掘削する等、具体的な工事等が予定される場合、また、工事等により爆発のおそれのある不発弾が発見された

場合の対応策について定めています。

- | | | |
|----------------------|-------------|-------|
| ○不発弾等の処理主体等 | ○処理のための事前準備 | ○処理体制 |
| ○海上で不発魚雷等が発見された場合の対応 | | |

第5部 災害復旧・復興

1 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、市民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であり、その災害復旧に係る対策、また、被災者の早急な生活再建は、災害からの復興を図る上で不可欠であるため、生活資金等に係る対策について定めています。

- | | |
|---------------------|----------|
| ○公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 | ○激甚災害の指定 |
|---------------------|----------|



2 被災者の災害復旧・復興支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援について定めています。

- | | |
|-----------|------------|
| ○被災者の生活確保 | ○被災者への融資措置 |
|-----------|------------|

《地震災害対策編》

地震災害対策編の中で、一般災害対策編と同様の内容については、一般災害対策編を準用することとしています。



第1部 総則

1 基本方針

(1) 総合的な防災計画の作成

志布志市で発生する可能性のある風水害や震災をはじめとした各種の災害や事故、又は複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、**災害を未然に防ぐための災害予防の対策、災害が発生した場合に被害を最小限に抑制するための災害応急の対策、災害発生後の復旧・復興の対策等を備えた総合的な計画とする。**

(2) 防災体制の充実

災害発生時における初動体制を中心に、市災害対策本部の機能をハード及びソフト両面にわたり強化するとともに、各防災関係機関を含めた役割を明示することにより、**情報、避難、医療、備蓄、輸送、ライフラインの確保、応援要請等、効果的な各種応急対策が円滑に実施されるよう、市の防災体制の充実を図る。**

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(3) 要配慮者への配慮

近年の各地で発生している災害においては、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、身体障害者や情報の理解が困難な外国人等、要配慮者の被害が多く見受けられる。**計画では、情報提供や避難誘導等、これらの要配慮者の安全確保に関する対策や配慮の充実を図る。**

(4) 地域防災力の向上

「自らの命は自ら守る」、みんなの命はみんなでする」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、市民や事業所等による自主備蓄などの事前の備えや防災意識の高揚とともに、災害発生における消火・人命救出活動等へ協力を促すほか、地域の自主防災組織やボランティアの育成を強化するなど、**自助・共助・公助による地域防災力の向上を図る計画とする。**

(5) 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢

者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、市民の生活安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

2 防災関連機関の業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者のそれぞれが災害に際して処理すべき事務又は業務の大綱について定めています。

3 市民及び事業所の基本的責務

市民、事業所等が平常時及び災害発生時に実施が必要となる事項について定めています。

4 市の地域特性及び災害特性

平成 24 年 8 月発表された南海トラフの巨大地震検討会等による想定や県地震等災害被害予測調査等の想定等を記載しています。

- ・(国) 南海トラフ巨大地震・・・最大震度 6 弱の揺れと最大津波高 7 メートルの津波発生、及び沿岸部を中心に液状化の危険性が指摘されています。
- ・(県) 南海トラフ巨大地震・・・最大震度 6 強の揺れと最大津波高 6.41 メートルの津波発生し、沿岸部を中心に液状化の危険性が指摘されています。

5 災害の想定

(1) 南海トラフの巨大地震モデル検討会による想定地震の概要

平成 24 年 8 月に発表された南海トラフの巨大地震検討会等による震度分布、液状化分布図、被害想定等を掲載しています。

表 震度分布

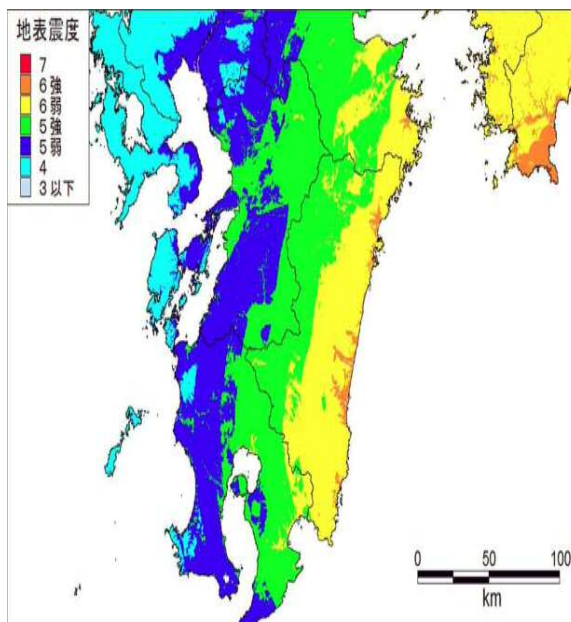
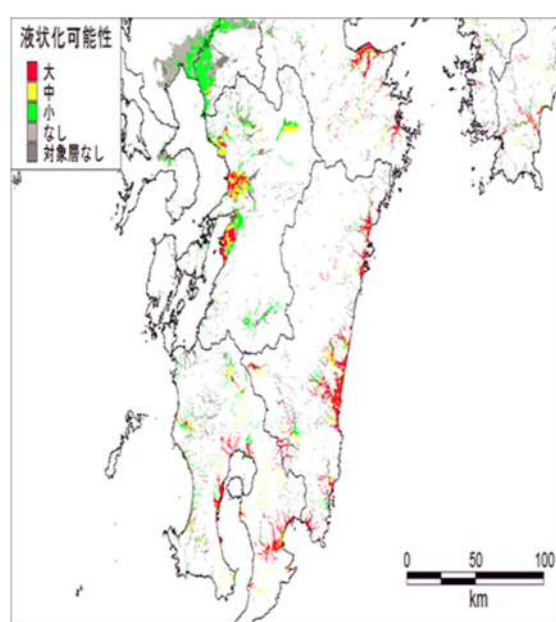


表 液状化分布図



平成 24 年 8 月 (南海トラフの巨大地震モデル検討会)

(2) 県地震等災害被害予測調査による想定地震の概要

平成 25 年 3 月に発表された県地震等災害被害予測調査等による想定地震、震度分布、液状化分布図、被害想定等を掲載しています。

表 鹿兒島県による想定地震等の概要 平成 25 年 3 月（鹿兒島県地震等災害被害予測調査）

地震（震源）	マグニチュード	最大震度	最大津波	
			到達時間 (分)	津波高 (m)
鹿兒島湾直下	7.1	5 強	217	1.30
県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	7.2	4	356	1.27
甌島列島東方沖 【甌断層帯（甌区間）近辺】	7.5	4	262	1.41
県北西部直下 【出水断層帯付近】	7.0	4	—	—
熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	7.3	4	—	—
県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	4	—	—
南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘（4 連動）】	地震 9.0 津波 9.1	6 強	49	6.41
種子島東方沖	8.2	6 強	90	4.26
トカラ列島太平洋沖	8.2	5 弱	100	3.50
奄美群島太平洋沖（北部）	8.2	4	145	2.87
奄美群島太平洋沖（南部）	8.2	4	131	2.57
桜島北方沖【桜島の海底噴火】	—	—	—	—
桜島東方沖【桜島の海底噴火】	—	—	—	—